

令和4年度 第8回板倉区地域協議会 次第

日時：令和4年8月26日(金)
午後6時～

場所：板倉コミュニティプラザ
201・202会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 所長あいさつ
- 4 報告事項
 - ・地域協議会会長会議について
- 5 協議事項
 - ・委員研修について
- 6 自主的審議事項
 - ・板倉区の未来を拓く観光について
- 7 その他
- 8 閉 会

地域協議会会長会議 次第

と き 令和 4 年 8 月 22 日（月）

午後 2 時から

ところ 上越観光物産センター 大ホール

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

「(仮称) 地域独自の予算」の概要（案）について

4 質疑応答

5 閉 会

「(仮称)地域独自の予算」の概要(案)

1 「(仮称)地域独自の予算」をつくる背景、目的

- 上越市は、広い面積の中に、多くの山々や長い海岸線、豊かな水田、利便性に優れた市街地などがあり、地域ごとに育んできた歴史や文化なども様々です。
- この多様性は当市の魅力ですが、人口減少や少子高齢化などが進む中では、地域の活力を保つことが次第に難しくなっています。
- このような中、それぞれの地域の課題を解決し、活力の向上を図るためには、全市的な取組に加えて、地域の実情にあった取組を更に実現していくことが必要と考え、「(仮称)地域独自の予算」をつくることとしました。

2 「(仮称)地域独自の予算」で大切にしたいこと

- その1 地域住民の皆さんが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていけるようにしたいと考えています。
- その2 地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんの連携が深まるようにしたいと考えています。
- その3 地域の団体や地域協議会が取組を提案できるとともに、地域住民の皆さんに身近な機関である総合事務所やまちづくりセンターが、木田庁舎の各課等と同じように予算を要求できるようにしたいと考えています。



3) 予算ができるまでの流れ

① 取組の提案

- ・ 地域の団体や地域協議会は、希望に応じて、総合事務所等に取組を提案します。
※提案された取組は、市の予算査定や市議会での予算案の議決を経て最終的に予算化されることから、提案されたことをもって、取組の実現を約束するものではありません。
※総合事務所等も取組を提案します。

② 関係者による取組案の具体的な検討

- ・ 提案者が中心となり、関係する団体や総合事務所等と互いに連携しながら、取組の実現に向けて調査・検討します。

○ 地域の団体が提案し、自らの団体や総合事務所等が実施主体となる場合、地域の団体は総合事務所等とともに調査や検討を行います。また、他の団体を取組の一部をお願いする場合、地域の団体は総合事務所等と話し合い、関係する団体に調査や検討に加わるよう総合事務所等と一緒に働きかけます。

○ 地域協議会が提案する場合、地域協議会は関係する地域の団体や総合事務所等とともに、調査や検討を行います。

○ 総合事務所等が提案する場合、総合事務所等は取組に関わる地域の団体に調査・検討に加わっていただくよう働きかけます。

※ 調査や検討の内容により、木田庁舎の各課等も連携や実務を担います。(次の③も同じ)

※ 総合事務所等は、適宜、地域協議会と情報共有していきます。

③ 予算要求

- ・ 総合事務所等は、予算の原案をつくり、財務部に要求します。
※15区では、まちづくりセンターの体制を考慮し、自治・地域振興課がとりまとめて要求します。
※地域の団体は、総合事務所等と連携しながら次年度の取組実施に向けた準備を始めます。

④ 予算査定

- ・ 予算要求後は、財務部を中心とした協議を経て、最終的に市長が予算案への計上の可否を決定します。

⑤ 市議会へ予算案を提出 → 市議会の予算審議 → 予算成立

- ・ 市長が市議会へ予算案を提出し、市議会が予算案を審議します。

「(仮称)地域独自の予算」ができるまでのイメージ(令和5年度予算案から実施)



3 「(仮称)地域独自の予算」のポイント

※「総合事務所等」には、まちづくりセンターを含みます。

(1) 対象とする取組（「(仮称)地域独自の予算」で実現したい取組）

① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組

特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など

【取組のイメージ】

- 地元の道の駅や青空市場等で販売する農産加工品（レトルト、漬物、ファストフード等）の開発・製造・販売

例 妙高市長沢地区「手作りこんにやく」
富山県南砺市「いもがい餅」（里芋入りおはぎ）

- 地元の森林や耕作放棄地を活用した、大都市部をターゲットにした苔や山菜の栽培・販売

例 島根県江津市「ごうつコケプロジェクト」
岐阜県郡上市「山菜王国郡上づくり構想」

- 地元の食材と施設を活用した、自然食を提供するレストランや農村レストランの運営

例 広島県神石高原町(じんせきこうげんちょう)「自然食レストラン高原の風」
三重県多気町(たきちょう)「せいわの里まめや」

- 地域の農作業と食品製造事業等の組み合わせ、集落農業の受け皿、空き家の模様替え・転貸などのビジネスモデルによる地域課題の解決と新たな雇用の場の創出（人口減少対策）

例 清里区「星の清里協同組合」
島根県邑南町(おおなんちょう)出羽(いずわ)地区「合同会社出羽」

- 地域の歴史的資産、自然資産等を活用した集客・観光の創出

例 頸城区「くびき野レールパーク公開及び枕木交換事業」（地域活動支援事業）
中郷区「二本木駅を核とした地域活性化事業」（地域活動支援事業）

② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組

生活支援、郷土愛の醸成、人材育成 など

【取組のイメージ】

- 移動サービスと日用品小売店（日用品供給事業）を組み合わせた高齢者の外出支援

例 岩手県北上市口内町(くちないちょう)地区「店っこくちない」
十日町市仙田地区「道の駅 瀬替えの郷せんた」

- エネルギー供給の拠点となるガソリンスタンドの経営引継ぎ

例 高知県四万十市大宮地区「大宮SS」、宮城県丸森町筆甫(ひっぽ)地区「筆甫SS」

- 地域の自然環境等の活用・保全や、地域の生活拠点に活気を生み出す事業

例 金谷区「滝寺自然公園整備と環境保全・保護活動」（地域活動支援事業）
名立区「名立駅マイ・ステーション作戦事業」（地域活動支援事業）

- 地域づくりの実現や新たな取組の創出に向けた人材の研修や視察の実施、災害に対する備えと互助の精神を学ぶ講演会の開催

例 大島区「大島地区活性化ビジョンの実現に向けた視察研修事業」（地域活動支援事業）
三和区「東日本大震災にまなぶ事業」（地域活動支援事業）

- 区内多くの住民の参加が見込まれ、地域の連帯感醸成が期待される地域のイベント、偉人の顕彰

例 高士区「ふるさと高士まつり」（地域活動支援事業）
大瀧区「小山作之助の功績を称える事業」（地域活動支援事業）

対象としない取組

- ・ 新たな公の施設や市道などのインフラ整備
- ・ 単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
- ・ 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
- ・ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とする取組
- ・ 公序良俗に反する取組 など

(2) 予算の上限額や取組の終期

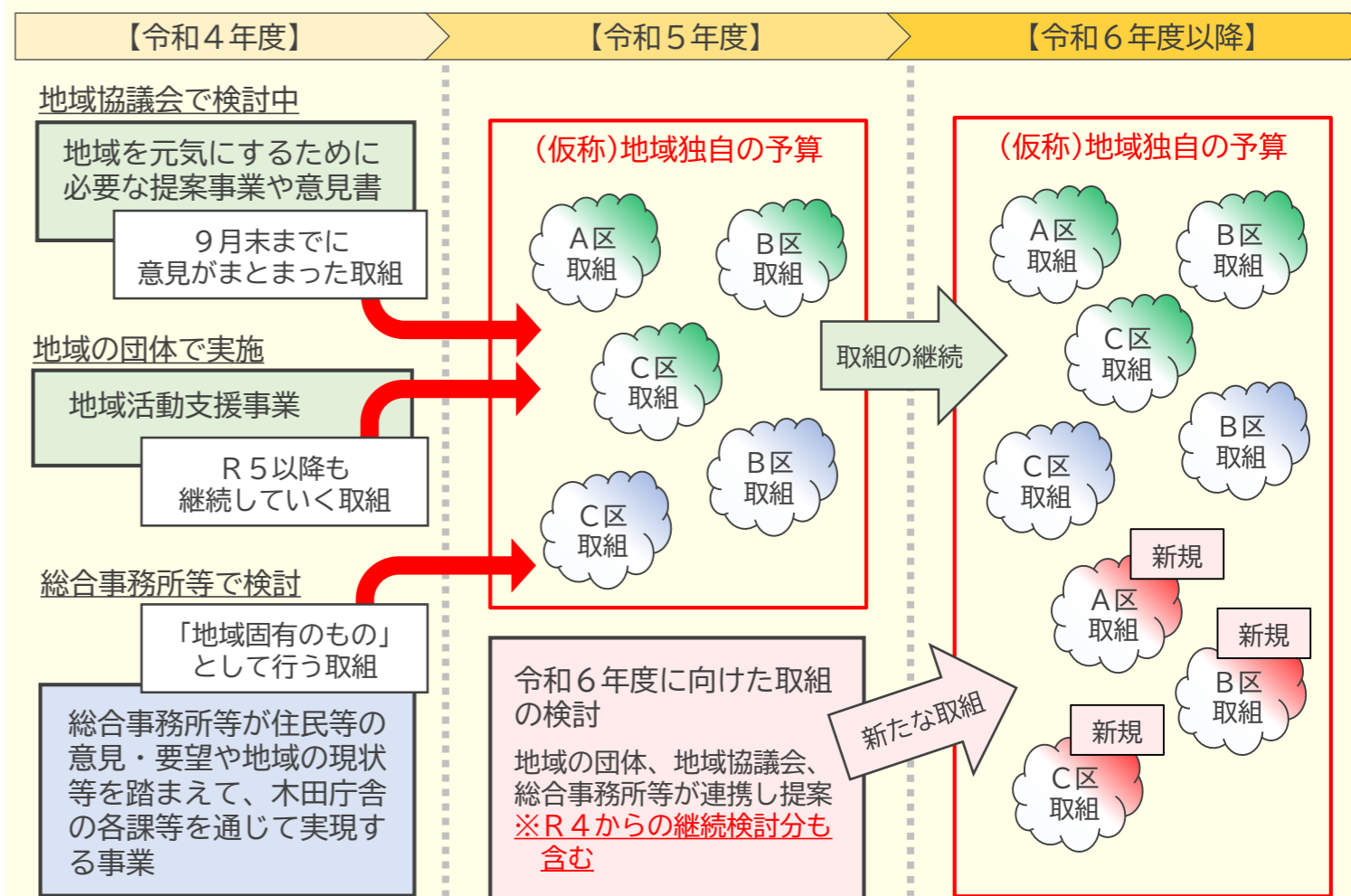
① 上限額

- ・ 原則、**地域自治区ごとの取組件数や金額、また、1件当たりの金額の上限額は設けません。**※予算化に当たっては、実現したい取組に対して真に必要な額を精査していきます。
- ・ 地域の団体に対して市が補助金を支出する場合は、**補助率の上限を7/10**とします。ただし、**これまで地域活動支援事業を活用してきた取組のうち、左記(1)①・②に該当する取組は、令和5年度予算での補助率の上限10/10とし、令和8年度までに段階的に上限を7/10に見直します。**

② 「(仮称)地域独自の予算」で実現する取組の終期

- ・ 終期は設けませんが、取組は4年ごとに取組成果を振り返り、今後の公費支出の可否や実施方法などの取扱いを改めて見直します。
※例 令和5年度から継続していく取組は、8年度に見直します。
※予算化する取組は、複数年度の継続を見込む取組であっても、毎年度、市議会での予算案の議決を要します。

◎ 「(仮称)地域独自の予算」でつくり上げる予算のイメージ図



令和4年度板倉区地域協議会 視察研修計画（案）

【目的】

地域協議会委員が地域の課題や地域の活性化などについて、より充実した話し合いを行うため、先進地視察や研修会を行い、必要な知識や情報を得たり委員の共通認識を深める。

【内容】

板倉区内の「地域のお宝」視察

- 日時 令和4年10月中旬から11月上旬、平日の午後
- 内容 令和2年度～3年度に上越市教育委員会に認定された板倉区の「地域のお宝」及び国登録有形文化財に登録予定の旧藤田邸（いたくら亭）について視察を行う。
（視察先）※地域協議会委員で視察したことがない場所のみ
大廣寺の秘仏・仏画、子育て地蔵街道地蔵尊、田井船着き場跡、田井国分寺地内の天神社、旧藤田邸

※研修扱いではなく自由参加とするもの

市長との対話集会への参加

- 日時 令和4年10月3日（月）午後6時30分～8時（予定）
- 会場 板倉コミュニティプラザ市民ホール
- 内容 事前に話したいテーマについてまとめ、総合事務所へ提出し、当日他の参加者とともに車座になって対話を行う。（直接伝えたいことが無い市民も傍聴可能）

※板倉区地域協議会として、「地域振興策等について市長の考えを聞きたい」という意見があったが、4区地域協議会委員合同研修会で市長公約プロジェクトについて副市長から話を聞いた経緯があり、現時点ではプロジェクトは始まったばかりであり、同じような話しか聞けない。

※市長との対話集会では、冒頭の市長挨拶の中で市長の考えや政策について、生の声を聞けるチャンスになる。他の参加者がどのような問題意識をもって参加しているかということも知ることができる。

【資料3】

自主的審議事項「板倉区の未来を拓く観光について」審議の進め方（案）

（概要）

板倉区には光ヶ原高原や、やすらぎ荘のほか、名所旧跡など様々な地域資源がある。各種団体が連携し、交流人口を拡大させるためにはどうしたらよいか審議する。

（進め方の案）

- ① ゑしんの里観光公社、やすらぎ荘、光ヶ原高原ファン倶楽部、まちづくり振興会の4者が連携して話し合いをしている。また、いたくら夢創會が独自に話し合いをしていることから、その内容を聞き、意見交換を行う。
（次回、地域協議会終了後、勉強会を開催）



- ② 意見交換会を元に、地域協議会委員で板倉の観光に必要な取組等について話し合う。



- ③ 地域協議会として地域独自の予算に提案できる事業があるか、市に意見書を出すべきか協議する。

※同時に取り組む

地域活性化の方向性について、「板倉区の特徴や特質について」委員の思いを出し合いまとめる。

（参考）

8月29日（月）午後6時～板倉コミュニティプラザにおいて、令和元年度から令和4年度に地域活動支援事業を活用した団体を対象とした「地域独自の予算の概要案」について説明後、意見交換を行う。

各地域協議会による「地域活性化の方向性」の作成について（お願い）

1 「地域活性化の方向性」の作成目的

地域協議会による地域の活力向上に向けた議論を進めるに当たり、委員間の認識の共有はもとより、地域協議会と市の認識の共有を図るとともに、市の取組の企画の参考としたいことから、地域において特に重視したいこと、大切にしたいことを、各地域協議会において「地域活性化の方向性」として作成するもの

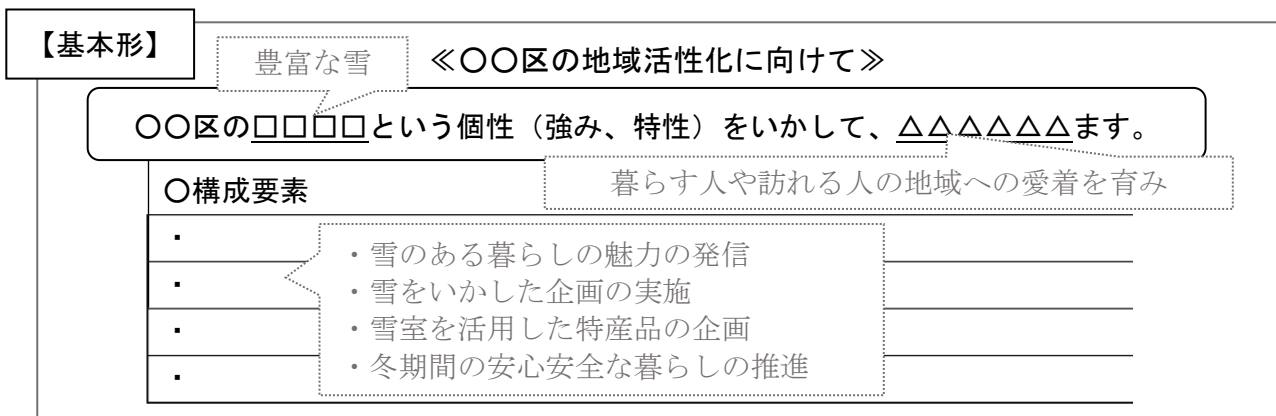
- ◎用途 (1)自主的審議、元気事業、意見書、地域への働きかけの取組における、各地域協議会及び総合事務所、まちづくりセンターの共通認識
(2)市の取組の企画の参考とする考え方
- ◎作成主体 各地域協議会

2 「地域活性化の方向性」の作成の着手時期

各地域協議会において、令和 4 年度に地域活性化の方向性の作成を始めるようお願いします。

3 「地域活性化の方向性」の内容

- ・幅広い分野（地域資源・産業・観光・農業・自然・風土等）の中から、各区の個性や特性をいかすことで、地域の活性化につなげるもの。
 - ・地域の課題解消や現在の状態をさらに良くすることで、地域の活性化につながるもの。
 - ・方向性の構成要素は、おおむね 1～5 つ程度で作成願います。
- ※全区で作成し、市民からも見ていただくため、一定の分かりやすさを必要とすることから、構成、書きぶりについて、下記の基本形に沿って作成願います。



4 「地域活性化の方向性」の作成後の取扱い

- (1) 各地域協議会の自主的審議のテーマの選定、元気事業や意見書の内容等を制限するものとはしません。
- (2) 他の団体等が作成した既存の地域の計画等（まちづくり計画、農業振興に関する計画等）を妨げるものとはしません。※協力して取り組むことで互いが良い方向に進める事項については、積極的な連携を考えていくことが想定されます。
- (3) 地域協議会による作成とするため、市全体の方針や考え方と異なる方向性（構成要素含む）の作成も可能ですが、そのような内容とする場合は、市の一体性の確保や公益性との間で整合を図ることができないことから、その方向性に基づく取組を市が行うことは困難です。

5 「地域活性化の方向性」の作成手順 ※令和 4 年度に次の①②を開始

- ①各事務局から地域協議会へ作成を依頼
- ②各地域協議会で作成（例：2～4 回（アイデア出し 1～2 回、話し合い 1～2 回、まとめ 1 回など）。会議の後半の時間などを使って）
- ③完成